

= 第6世代電子証明書についてのお知らせ =

① 第5世代電子証明書（紫）は 令和8年3月末 まで 利用可能 です。

② 令和7年8月から、第6世代電子証明書 への移行がはじまります。

③ 第6世代電子証明書 は「リモート署名方式」を採用しています。

※ ICカードの中には署名用の電子証明書は入っていないので、

※ ICカードを使って、クラウドにログインして、署名します。

※ 署名時にインターネット回線が必要ですが、署名方法は同じ。

※ ICカードの名前は「税理士認証カード」です。デジタル社会における本人確認ツールとして電子申告以外での活用も可能であるため申込不要で全会員に書留郵便で事務所宛に送付。

※ 税理士認証カードは1枚のみ発行（事前登録で緊急避難的にマイナンバーカードも利用可）

④ 第6世代電子証明書の「税理士認証カード」は今年8月以降、全国の税理士会員に順次配布※

※ 近畿税理士会は9月半ば以降に（新規登録者は先行して8月半ば以降すみやかに）配布予定

⑤ 電子申告に利用するには「税理士認証カード」で電子証明書の申込手续等が必要です。※

※ 紙のマニュアルのほか、再生しながらその通りに作業すれば手続が完了する動画も提供予定。



(参考) 第六世代電子証明書と税理士認証カードの概要

(参考) 第五世代電子証明書の有効期限と第六世代電子証明書発行スケジュール案

2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2035
第五世代			← 来年3月31日まで有効					
構築・認定取得		第六世代						
構築		本人確認用 I C カード (税理士認証カード)						

1. 第五世代の電子証明書は令和8年3月31日に一律で有効期限が到来するため、日税連が発行する第六世代の電子証明書への更新手続きが必要となる。
2. 第六世代の電子証明書はリモート署名方式を採用しているため、これまでとは異なり、会員へ送付される I C カードには電子証明書は格納されておらず、その I C カードを「電子の鍵」として使用し、クラウド上のリモート署名サーバに接続することでリモート署名サーバの中に格納されている電子証明書を使って電子署名が実行される。
3. この I C カードの名称は「税理士認証カード」である。税理士認証カードはデジタル社会における税理士の本人確認に利用でき、リモート署名を行う際に利用するだけでなく、会務のデジタル化に活用されることが期待されるため、税理士会員全員に、書留郵便で、事務所あてに送付される。
4. 電子申告で電子署名をする場合は税理士認証カードの受取後に電子証明書の発行を行う必要があり、発行された第六世代電子証明書を現在の第五世代の電子証明書と入れ替える、更新作業が必要になる。

(参考) 従来の電子証明書との相違点等 (概説)

1. リモート署名方式を採用したため、署名用の電子証明書はICカードの中にはなくクラウド上にある。
2. ICカード（税理士認証カード）は、そのクラウドに接続するために使う「電子の鍵」のようなもの。
3. ICカード（税理士認証カード）は、デジタル社会における税理士の本人確認ツールとして活用可能。
4. ICカード（税理士認証カード）は、上記3.に鑑みて、申し込みを必要とせず、全会員に配布される。
5. ICカード（税理士認証カード）は、書留郵便で事務所宛に送付されるため、受取手続は簡単になる。
6. ICカード（税理士認証カード）は、全員配布だが、電子証明書を利用するには手続（申込）が必要。
7. ICカード（税理士認証カード）は、本人確認ツールなので、従前とは異なり1枚のみの発行となる。

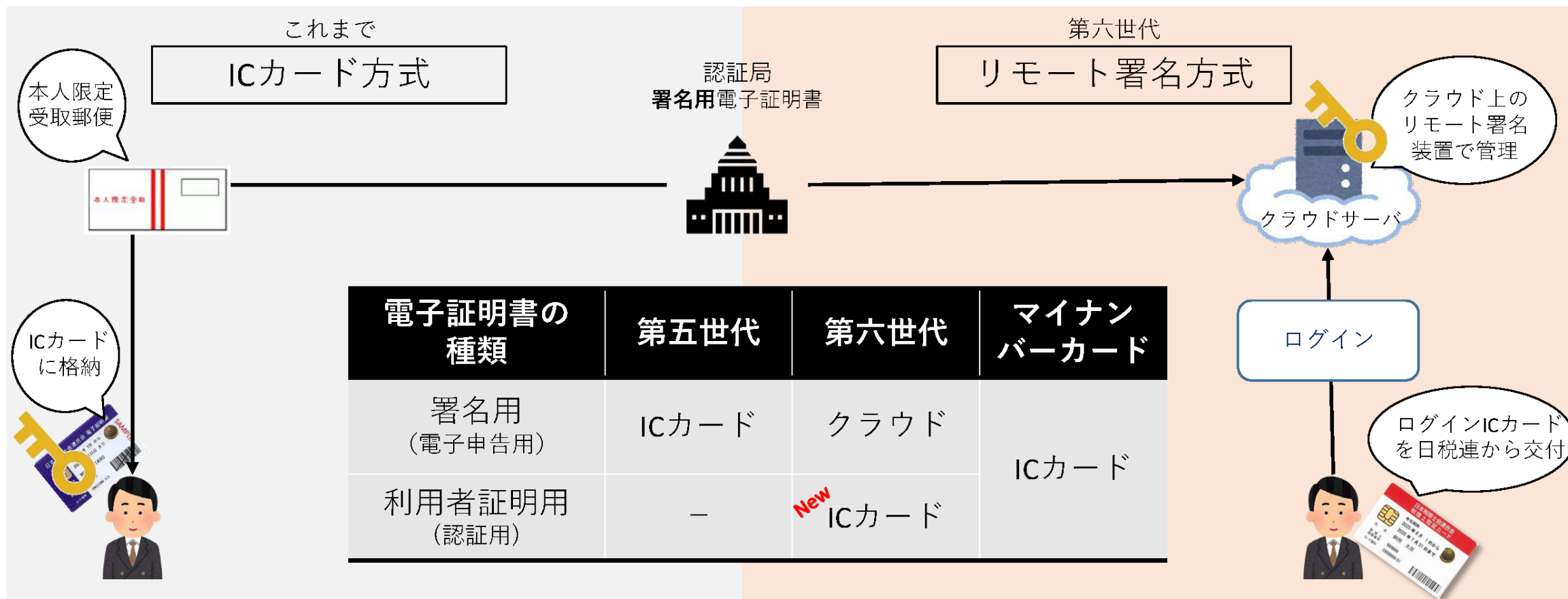
※破損時の再発行は第五世代のICカードに比較すると手続が簡単で早期発行が可能となっている。

※万が一の場合に備えマイナンバーカードを取得して登録しておけば緊急避難的に「電子の鍵」として利用することができるため、マイナンバーカードの取得、有効性の確認、登録を推奨する。

8. 第6世代電子証明書による署名手続は、インターネット回線を利用し、ICカードの「鍵」を使ってクラウド上のリモート署名サーバに接続し、そこに格納されている電子証明書で電子署名を行う、「リモート署名方式」を採用しているが、実際の利用方法は第五世代の電子証明書と同様であり、カードリーダーにICカード（税理士認証カード）をセットして、パスコードを入力し署名手続を行うため、作業自体は何ら変わらない。唯一の相違点は署名時にインターネット回線が必要であるという点だけである。

(参考) 従来の電子証明書との相違点等 (図解)

(参考) 第六世代電子証明書について



リモート署名方式：認証局で生成した電子証明書を、クラウド上で管理する方式。署名時にはオンラインでリモート署名サーバにログインして利用する。ログイン時に税理士本人であることを認証する仕組みが必要。

(参考) 従来の電子証明書との相違点等 (まとめ)

(リモート署名方式)

- ◆ 第六世代電子証明書はリモート署名方式を採用したため、電子証明書はカードの中ではなくクラウド上にある。
- ◆ クラウドにアクセスするための「電子の鍵」として、税理士認証カードを発行する。(10年間使える)

(全会員に配布)

- ◆ 税理士認証カードはデジタル社会における税理士の本人確認手段なので電子申告以外の用途にも活用期待。
- ◆ そのため、申込を必要とせず全会員に簡易書留で事務所宛に郵送される。(郵便局に行かなくてもよかった)。

(二枚発行なし)

- ◆ 税理士認証カードは本人確認手段なのでこれまでとは異なり発行は1枚のみとなる。再発行は比較的早いですが、あらかじめマイナンバーカードを取得し登録しておけば緊急避難的な「電子の鍵」として使えるので取得を推奨。

(実際使用方法)

- ◆ 管理ツールをダウンロードし税理士認証カードでログインした上で、第六世代電子証明書の発行手続が必要。
①カードの動作確認 ②第6世代の発行申請・③第6世代の登録 ④マイナンバーカードの予備登録(推奨)
- ◆ 発行申込の審査時にタイムラグがある事など、申込手続は従前と異なるため、紙と動画のマニュアルを用意。
- ◆ 署名の使い勝手は、現状とほぼ変わらない。インターネットに繋がっていないと署名ができない所だけが違い。
- ◆ 電子申告以外の用途は模索・情報収集中。

(参考) 税理士認証カードの活用可能性

本人確認用ICカードの活用可能性

各種ウェブサイトの ログインに



担い手探しナビ、研修受講管理システム、
インボイス制度税理士相談登録サイト、会員専用サイトetc
→ ID/パスワードの廃止

総会通知等の 電子化への対応に



会議招集通知・委任状の電子化
→ 改正税理士法への対応

会員専用サイトの 個人ページ化に

会報・周知依頼の掲載、個人向けのお知らせ配信
→ 個人宛にカスタマイズしたより重要な情報を発信

税理士会への 申請・届出に



電子証明書の利用申込み、税理士証票の再交付申請、慶弔
金の申請etc
→ 書面手続きの廃止

デジタル世界での税理士本人の証明として

リモート税務相談、リモート税務調査、
VR事務所、メタバース事務所

→ 税理士法第2条の3への対応
→ にせ税理士の排除



149

証票の デジタル化に

税理士証票との一体化



2



会務デジタル化や税理士法
2条の3へ対応するための
インフラとなることを期待して
全会員配布となっています。